

質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長(健康福祉部高齢者いきいき課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

社会福祉法人鎌倉静養館の事務について

### 2 質問の要旨

- 1 社会福祉法人鎌倉静養館理事長西崎猛之名の白紙請求書を用いて支払いを行っているが、これは理事長として印が捺印されているが、理事長本人は認識していたか否か。理事長の意思の確認を求める。
- 2 社会福祉法人という公益性をもつ法人の事務として不適切な事務ではないか。神奈川県の見解は如何か。団体名報告の上、確認を求める。
- 3 請求書の業務は本来、社会福祉法人鎌倉静養館の業務ではないか。
- 4 この法人の理事長は鎌倉市社会福祉協議会の理事か。
- 5 この法人に係る不適切な事務処理について吉岡副議長から抗議・意見はあったか。その内容と日時を求める。

### 3 答弁

- 1 理事長は認識しているとのことでした。
- 2 公益性の有無を問わず、白紙請求書の提出という手法は不適切であったと考えます。また、団体名を伝えただけで神奈川県に確認したところ、同様の事例はなく、県が指導を行う立場でもないため回答できないとのことでした。
- 3 本来当該法人が行うべき業務です。今後は、事務処理の適正化を行ってまいります。
- 4 平成27年9月24日現在、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会の理事です。
- 5 吉岡副議長から抗議・意見はありません。